

議案第5号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。 [表 別紙2 挿入] (共同設置の附属機関) 第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。 [表 別紙4 挿入]	(設置) 第1条 [同左]  [表 別紙1 挿入] (共同設置の附属機関) 第1条の2 [同左]  [表 別紙3 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[第1条の表 別紙1]

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	[同左]	[同左]
	大阪市入札等監視委員会	入札及び <u>契約</u> に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
	<u>大阪市土地活用等評価委員会</u>	市有不動産の適正管理及び有効活用並びに指定管理者制度の運用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	[同左]	[同左]
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	<u>市立小学校及び中学校</u> の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市高等学校教育審議会	高等学校教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	

[第1条の表 別紙2]

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	[略]	[略]
	大阪市入札等監視 委員会	入札及び契約並びに指定管理者制度の運用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
	<u>大阪市土地活用評価委員会</u>	市有不動産の適正管理及び有効活用に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	[略]	[略]
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	[略]	[略]
[略]		

[第1条の2の表 別紙3]

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	[同左]	[同左]
		大阪府市 I R 事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たっての審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市エネルギー政策審議会	本市及び大阪府における太陽光その他の再生可能エネルギーの普及、エネルギーの消費の抑制並びに電力の需要の平準化及び供給の安定化に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

[第1条の2の表 別紙4]

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	[略]	[略]
		大阪府市 I R 事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たっての審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務

令和4年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

大阪市入札等監視委員会ほか2機関の担当事務並びに大阪市土地活用等評価委員会の名称及び担当事務を改めるとともに、大阪市高等学校教育審議会及び大阪府市エネルギー政策審議会を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。